

## 恵那市の財政状況は

恵那市も第2、第3の夕張市という人がいますが、本当ですか。広報を見た限りでは、大丈夫のようないな気がしましたが…。

(平成18年度市政モニター)

**答**

当市の各財政指数は、東濃5市のグラフ(本紙2月1日号7ページ下段掲載)を見ると、それぞれの指標が5市の中間に位置し、それほど悪いようには見えませんが、しかし、それぞれの指標は悪いとされる基準に近いものもあり、注意しながら状態を見極める必要があります。

このため市では、財政状況の悪化による住民負担の増加や、公共事業を中止するなどの市民への直接的な負担を回避する手段を検討しました。その目標を示してあるものが行財政改革大綱であり、行

財政改革行動計画です。この改革は平成18年度から実施しており、今後、財政破たんとならないよう計画に基づき、さらに改革を進めてまいります。

(財務課)

## 市内に総合病院を

市内には、総合病院がありませんが、近い将来建設予定はありませんか。安心して暮らしていくには、少し不安を感じます。地域で安心してかかれる病院がほしい。

(匿名・山岡町)

**答**

当市は、合併により2病院と6診療所を運営していくこととなり、どの施設も福祉の充実のため、地域医療の基本施設として充実を図ることとしており、平成17年度に策定しました恵那市総合計画においても地域医療機能の整備や保健・医療・福祉のネットワーク化などを掲げています。

医療機能の充実では、診療機能の分担など医療資源の有効活用を図り、重複する機能・部門は他の機能への転化など経営面からも検討を行い、これにより確保した財源により新たな機能の充実を図る

こととしております。今後も少子高齢化、人口減少を念頭に外来診療機能・入院機能の充実を図り、安定・安心した病院・診療所の運営を進めていくこととしてまいりますので、ご理解願います。

なお普段の健康管理や家族のことなど、どんなことにも気軽に相談に乗ってもらえる「かかりつけ医」を持つことで、診療の結果や病状により、精密な検査や入院が必要だと判断した場合は、専門の病院が紹介してもらえます。

持病のある方はもちろん、元氣な方でも病気の早期発見・早期治療につながり、患者さん自ら病院を探す必要もなくなりますので、「かかりつけ医」をお持ちになることをお勧めします。

(病院管理課)

## 不納欠損額とは

広報2月1日号の平成17年度決算の中で「不納欠損額」が、51万円(0.2%)とありますが、どのようなものか。

(平成18年度市政モニター)

**答**

市におきましては、納税請求したのに納めていた

けない税金、いわゆる滞納金が17年度末で10億9百万円と県下でも高い滞納率として存在します。収納率向上は、市政を進める上での今後における重要課題であり、現在、全職員体制による「恵那市税等収納金特別対策委員会」組織などでの休日や夜間の徴収、また財産の差押え、訪問徴収、電話催促など国や県との連携も深め、納税行政を実施しています。

新たな対策としては、納税者の便宜を図るため特定日における税務課窓口の閉庁時間延長など、納税につながる方策も検討しています。

ご質問の不納欠損処分とは、詳細な調査においても生活状況から明らかに徴収が困難と認められ、一定期間が経過したものの、破産や競売など法律手段にかかり徴収が困難なもの、また国外退去など居所が不明なものなど、法律に該当し納税義務を消滅するものですので、ご理解願います。

(税務課)



## カメラでおじやま

### トコトコボンちゃんで行く 風林火山・美濃史跡めぐり

4月16日から始まるボンネットバス・トコトコボンちゃんのツアー「風林火山美濃史跡めぐり」の研修会が、3月12日に開催され、同行させていただきました。

宮崎光雄さんを講師に広報えなで募集した皆さんをはじめ、ボランティアガイドなど22人が参加し、織田信長の織田氏と風林火山の武田氏のはざまにあった遠山氏の歴史をたどり、飯羽間城、岩村城、明智城などを巡りました。研修会では、「分裂」と「謀殺」を



ボンネットバス・トコトコボンちゃんに乗り込み出発



### キーワードに遠山氏が武田軍と織田軍の境界にあり、親戚関係を結びながら仲介の役割をするなど揺れ動く様子を学びました。現地で、城にまつわる攻防戦、城の構造や石垣などの特徴を学び、戦国の時代に思いをはせました。

女城主については、通説、俗説、新説と3つの説が紹介され、参加者は、熱心にメモを取っていました。バスツアーの問い合わせは、市観光協会 ☎25 4058へ。



岩村町の飯羽間城(後方の山)に向かう参加者



上村合戦で武田軍に敗れた遠山景行の墓所がある安住寺(明智町杉平)



岩村城本丸で石垣の説明を受ける

## 広報紙の配布について

市では、自治会や広報配布用非自治会組織(市に登録したアパートなど)を通じて広報を配布しており、自治会長宅や組織の代表者へお届けしています。

このため、広報の個別郵送は行っておりません。広報が届けられない方につきましては、自治会に加入する

アパート内で広報配布用非自治会組織(おおむね5世帯以上)をつくり、市まちづくり推進課広報広聴係へ登録する。この場合、広報はまとめて代表者(大家さんや代表住人)宅まで届きます。市役所や市の公共機関、恵那駅、コンビニエンスストア(一部)で入手する

以上3点の方法により、広報を入手いただけますよう、よろしくお願いたします。

広報配布用非自治会組織の登録について

- 市へ登録する際に、アパート名、届け先(大家さんや代表住人)の住所、電話番号、必要部数を市まちづくり推進課広報広聴係までお知らせください。
- ☎2 2111(内線313・314)